

東京都板橋区立公文書館櫻井徳太郎文庫管理運営要綱

平成 22 年 7 月 29 日 区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立公文書館条例施行規則（平成 12 年板橋区規則第 29 号。以下「規則」という。）第 16 条により、東京都板橋区立公文書館櫻井徳太郎文庫（以下「文庫」という。）の管理運営について定めることを目的とする。

(規則の準用)

第 2 条 文庫の管理運営については、東京都板橋区立公文書館条例に定めるもののほか、規則第 5 条から第 8 条まで及び第 11 条の規定を準用する。

(蔵書一覧の作成)

第 3 条 区長は、文庫の蔵書一覧を作成しなければならない。

(文庫の公開)

第 4 条 文庫は、利用を希望する者に職員が立ち会いのうえで公開する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。